

# 補助金チェックシート

作成年度: 令和3年度

## 1. 補助金の内容

補助金名称	副食費に係る補足給付事業補助金	補助金番号	I1-4
所管部署	子ども未来部 保育幼稚園入園課		
根拠名称 (交付規則以外)	枚方市副食費に係る補足給付事業補助金交付要綱		
交付の目的	子ども・子育て支援新制度に移行した幼稚園(副食費の徴収を免除)と同様に、移行していない幼稚園の利用者に対して、「実費徴収に係る補足給付事業実施要綱(国要綱)」に基づき補助金を交付する。		
補助対象経費	副食費		
補助率・補助額	その他		
交付先	私立幼稚園(子ども・子育て支援法第7条第4項に規定する幼稚園であって、法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設以外のもの)の代理受領		
開始年度	平成31年度(令和元年度)	終期年度	令和6年度末(サンセット期日)
補助金性質分類	制度的補助	○	団体運営補助
			事業費補助
			その他
法令等での義務付け	なし	法令等名称	子ども・子育て支援法第59条第3号口

## 2. 補助金の決算状況等

(千円)

	H30	H31(R1)	R2	R3
予算額		9,000	33,070	70,524
決算額		7,381	31,500	
特定財源	国庫支出金	1,628	2,962	
	府支出金	1,628	2,962	
	その他			
一般財源		4,125	25,576	

(件)

交付実績		2,084	12,899	
------	--	-------	--------	--

## 3. 補助金の見直し

### ①補助金交付の基本的な視点

#### i 継続の判断(いずれかが不適合の場合は廃止)

視点	チェックポイント	チェック	理由・詳細等
公益性	補助金交付対象事業の目的や内容が、広く市民の利益に貢献するもので、特定のものの利益に供するものではない。	✓	令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化の実施に伴い、年収360万円未満相当の世帯や、国基準の第3子以降の子どもについては、実費徴収することによりかえって負担が大きくなることから、国において、副食費の徴収を免除(新制度移行幼稚園・保育所(園))することになりました。制度の適用が異なる新制度に移行していない幼稚園(私学助成園)についても、同様の負担軽減措置を実施するもの。
必要性	関連する施策目標や事務事業目的の達成に必要な不可欠な補助金交付である。	✓	年収360万円未満相当の世帯や、国基準の第3子以降の子どもの該当者(子育て支援や低所得者対策等の観点から)に対する負担軽減措置として必要。
	ニーズが高い又は高いニーズが見込まれる補助金である。	✓	子育て支援や低所得者対策等の観点から負担軽減措置のニーズは高い。

有効性	期待する効果をあげている。又は効果をあげる見込みがある。	✓	子育て支援や低所得者対策等の観点から負担軽減措置として効果を見込んでいる。
	補助金交付が委託や直接執行等と比較し、より適正で効果的な手法である。	✓	負担軽減措置としては、補助金の交付は適正である。

ii 補助金制度の検証

視点	チェックポイント	チェック	理由・詳細等 (不適合の場合は対応案・改善策を記入)	対応予定時期
必要性	調査等により市民のニーズを的確に把握している。又は他市町村でも同様の補助制度が多数存在することを確認している等、ニーズの推定ができています。	✓	負担軽減措置として「実費徴収に係る補給給付事業実施要綱(国要綱)」に基づく事業であり、子育て支援や低所得者対策等の観点から、地域の需要を踏まえつつ積極的に実施するよう国からの要請がある。	
	一定数の交付申請件数がある。	✓	該当世帯の存在。(R3.10月 対象児童1280人)	
有効性	補助金交付の具体的な効果測定方法が確保されている。	✓	新制度に移行していない幼稚園(私学助成園)の入園者数で効果を測定できる。	
	終期設定がされている。	✓	「枚方市補助金に係る補助制度の定期的な見直しに関する要綱」によりサンセット期日が設定されている。	
公平性	要件を満たす不特定多数が交付申請可能な制度となっている。又は特定のもののみに交付を行う合理的な理由がある。	✓	要件を満たす不特定多数が交付申請可能な制度となっている。	
妥当性	全額補助となっていない。又は全額補助を行う合理的な理由がある。	✓	子ども1人当たり月額4,500円が上限。結果的に全額補助となる場合も、新制度移行の保育所、認可、幼稚園と同一設定であり、合理的である。	
	補助率、補助金額、補助対象経費等の妥当性について確認している。	✓	「実費徴収に係る補給給付事業実施要綱(国要綱)」と同一基準である(全国平均)。	
	補助率、補助金額、補助対象経費等が明確である。	✓	枚方市副食費に係る補給給付事業補助金交付要綱を制定済み。	
	補助率、補助金額、補助対象経費が公表されているなど透明性が確保できている。	✓	ホームページで補助制度を公表している。	

②補助金性質分類別の視点

制度的補助

該当	チェックポイント	チェック	理由・詳細等 (不適合の場合は対応案・改善策を記入)	対応予定時期
○	国や府の法令等に基づく補助金であり、現在も制度が継続している。	✓	「実費徴収に係る補給給付事業実施要綱(国要綱)」に基づく補助金である。	
	市単独の上乗せ等を行っていない。		市独自の、第2子以降の利用者負担額(保育料)無償化・副食費の徴収免除に合わせて、本補助金についても同様に対象者を拡大して実施しているため、元となる制度が継続する限り見直しは難しい。しかしながら、次期サンセット終期年度において改めて必要性等について検討する。	令和6年度末(サンセット期日。令和7年3月31日)

4. 補助金の今後の方向性

方向性	現状のまま継続
上記方向性を 選択した理由 (「改善して継続の 場合は改善内容」)	補助金制度そのものは、国の要綱に基づくものであり、市民に不利益を生じさせないよう継続が必要である。
対応完了・廃止予定時期	